

# 高額医療・高額介護合算療養費を支給します

## ○高額医療・高額介護合算療養費制度とは

「高額医療・高額介護合算療養費制度」は、同じ世帯で医療費の負担と介護費の負担があることによって、家計の負担が重くなっている場合に、その負担を軽減するための制度です。

## ○高額医療・高額介護合算療養費自己負担限度額

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が次の表の自己負担限度額を超えたとき、その超えた金額が500円以上の場合に、申請をすることによって高額医療・高額介護合算療養費が支給されます。ただし、福祉医療費受給資格者は医療費の自己負担がないため、高額医療・高額介護合算療養費の支給対象となった場合、介護保険分相当額のみでの支給となります。

所得区分		自己負担限度額		
		後期高齢者医療制度 + 介護保険	国民健康保険 (70～74歳) + 介護保険	国民健康保険 (70歳未満) + 介護保険
1	現役並み所得者※ <sup>1</sup> または 上位所得者※ <sup>2</sup>	67万円	67万円	126万円
2	一般※ <sup>3</sup>	56万円	56万円	67万円
3	低所得者※ <sup>4</sup>	I ※ <sup>5</sup>	31万円	34万円
4		II ※ <sup>4</sup>	19万円	

※1 国民健康保険(70歳以上)または後期高齢者医療制度の被保険者で住民税課税所得が145万円以上の方(ただし、申請による「一般」該当者を除く。)

※2 70歳未満の国民健康保険の被保険者で基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯

※3 現役並み所得者、上位所得者、低所得者I及び低所得者II以外の方

※4 属する世帯の世帯員全員が住民税非課税の方

※5 世帯員全員が住民税非課税で、各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の70歳以上の方(年金収入のみの方の場合は年金受給額80万円以下)

## ○高額医療・高額介護合算療養費の支給申請

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者が高額医療・高額介護合算療養費の支給対象となった場合は、申請方法や申請に必要なものなどを記載したお知らせを平成24年12月から平成25年2月中に郵送します。このお知らせが届きましたら、お早めに健康・保険課で支給申請をしてください。ただし、平成23年8月から平成24年7月までの間に、次の①から③に該当した場合はお知らせが送付できないことがありますので、支給対象になると思われる方は健康・保険課までお問い合わせください。

①市町村を越えて住所異動をした場合

②他の健康保険から国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した場合

③国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入した場合

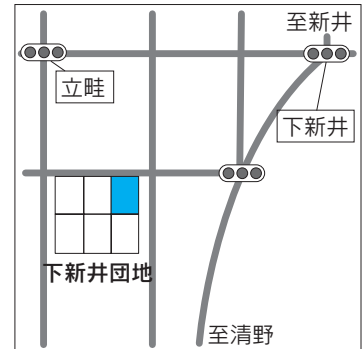
また、被用者保険など榛東村国民健康保険または後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入される方は、村が交付する「介護保険自己負担額証明書」を添えて加入する健康保険に高額医療・高額介護合算療養費の支給申請をしてください。証明書は健康・保険課で交付しますので、次のものを持って健康・保険課までお越しください、

■証明書交付申請に必要なもの：健康保険被保険者証、印鑑、預金通帳など金融機関口座番号等が分かるもの  
福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線143)へ

## 村営住宅新井団地の入居者(1戸)を募集します

- 所在地…新井2427番地
- 募集戸数…1戸
- 間取り…6畳3室、台所、浴室、便所
- 1戸あたり面積…66.55㎡
- 家賃月額…16,700円～44,400円(所得によって変わります)
- 敷金額…入居時家賃の3か月分
- 入居予定日…平成25年2月下旬



### ○入居資格

次のすべてに該当する人

- 1 村内に在住または在勤で住宅に困っている人。
- 2 現に同居し、または同居しようとしている親族(婚約者を含む)がいる人。ただし、単身者でも一定の条件を満たしていれば、申込みをすることができます。
- 3 前年の世帯全員の基準月収額(※)が以下の金額を超えない人。
  - ①入居者または同居者が身体障害者1～4級、精神障害者1～2級または同程度の知的障害である場合は214,000円。
  - ②上記以外の人158,000円。※ 基準月収額とは、世帯における1年間の総所得金額を計算し、そこから当てはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を12(カ月)で割った額です

#### 【控除の内容】

- 親族控除：申込者本人を除く入居しようとする親族、並びに所得税法上の遠隔地扶養の対象となっている人1人につき38万円が控除されます。
- 特別控除：入居しようとする親族(申込者を含む)、並びに所得税法上の遠隔地扶養の対象となっている人の中に次の該当する人がいる場合、それぞれの金額が控除されます。
  - ・老人扶養親族、老人控除対象配偶者(70歳以上の扶養親族)…10万円
  - ・特定扶養親族(16歳以上23歳未満の扶養親族)…25万円
  - ・寡婦(夫)控除…27万円まで
  - ・障害者控除…27万円
  - ・特別障害者控除(重度1級2級の障害者がいる場合)…40万円

- 4 市町村税の滞納のない人。
  - 5 申込本人及び現に同居し、若しくは同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない人。
  - 6 村内に居住し、独立の生計を営み、入居決定者と同程度以上の収入を有する保証人を1人立てられる人。
- 選考方法…住宅に困窮する実情を調査し、入居申込者が多数の場合は公開抽選となります。
  - 申込書配付及び受付場所…榛東村役場 総務課
  - 申込書配布及び受付期間…平成25年1月7日(月)まで 午前8時30分～午後5時15分(ただし、土曜日、日曜日、祭日を除きます。)
  - ▶お問い合わせは、総務課(☎54-2211 内線255)へ

## 「住宅・土地統計調査」調査区の現地確認について

平成25年10月に実施する「住宅・土地統計調査」の調査区を決定するための現地確認を行います。

- 基準日  
平成25年2月1日(金)
  - 調査内容  
県知事が任命した住宅・土地統計調査指導員が1月中旬から2月中旬にかけて、住宅などの建物の位置や戸数、道路や河川などの調査区境界となる目標物を確認します。
  - 対象  
総務大臣が指定した調査区
- ※ 調査結果は「住宅・土地統計調査」に使用され、国や地方公共団体の住生活関連施策の立案に活用されます。
- ▶お問い合わせは、基地・財政課(☎54-2211 内線241)

住民生活課からのお知らせです

## 資源ごみのストックハウスをご利用ください

現在、渋川地区広域圏清掃センターの焼却灰等は安中市内の民間企業へ搬出されています。焼却灰の減量のために、また、リサイクル率の向上のため、旧役場敷地内の資源ごみのストックハウスをご利用ください。

※事業系のものは対象外

■受入時間

毎週土・日曜日の午前9時から正午まで

※年末12月29日(土)、30日(日)は、休みとなります。

年始1月5日(土)より通常どおり受入れを再開します。

■受入対象

ペットボトル、ビン類、段ボール、新聞紙、雑誌、アルミ缶、スチール缶、紙パック

- ・ペットボトル(ラベルははずす)やビン類、アルミ缶等の容器類は中を洗浄し、キャップが付いているものははずしてください。
- ・紙パックは、洗って、開いて乾かしてください。
- ・段ボールはつぶして平らな状態にしてください。
- ・新聞紙、雑誌、段ボールについては、量が多い場合は、ヒモで縛ってください。

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ



榛東村内空間放射線量測定結果について

## 榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成24年11月の放射線量は次のとおりです。

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、平成23年12月27日に環境省が公表した「廃棄物関係ガイドライン」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づき、製造メーカーによる村所有測定器(クリアパルス株式会社製:A2700型 Mr.Gamma)の定期校正及び群馬県衛生環境研究所所有の測定機器(富士電機株式会社製:NHC710B1-AYYYY-S)との比較実験を行い、当該実験結果により測定値の補正方法を採用しております。なお、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、空間放射線量を測定しています。

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

No.	測定日	測定開始時刻	測定場所	住所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気	備考
					地表	50cm	1m		
1	11月8日	11:40	役場・保健相談センター	新井790-1	0.078	0.061	0.064	晴れ	東側駐車場中央付近
2	11月8日	15:14	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	山子田1258-1	0.062	0.061	0.058	晴れ	敷地中央付近
3	11月8日	8:45	中央保育園(兼うぐいす学童)	山子田2531-19	0.040	0.046	0.044	晴れ	園庭中央付近
4	11月8日	15:38	北部保育園	長岡1109	0.054	0.070	0.056	晴れ	園庭中央付近
5	11月8日	9:59	南部保育園	広馬場1763-1	0.084	0.074	0.071	晴れ	園庭中央付近
6	11月8日	14:07	南部第2学童	広馬場1156-1	0.067	0.067	0.058	晴れ	敷地中央付近
7	11月8日	15:57	児童館	長岡1404-1	0.084	0.074	0.072	晴れ	園庭中央付近
8	11月8日	14:50	榛東中学校 駐輪場	新井598	0.037	0.044	0.042	晴れ	駐輪場中央付近
9	11月8日	14:33	榛東中学校 東グラウンド	新井175-1	0.042	0.039	0.038	晴れ	グラウンド中央付近
10	11月8日	9:10	北小学校(兼北部第1学童)	山子田1261	0.050	0.048	0.047	晴れ	グラウンド中央付近
11	11月8日	10:50	南小学校	広馬場1142	0.033	0.028	0.029	晴れ	グラウンド中央付近
12	11月8日	9:34	北幼稚園	山子田1322-1	0.066	0.063	0.058	晴れ	園庭中央付近
13	11月8日	11:13	南幼稚園	広馬場1143-1	0.084	0.080	0.062	晴れ	園庭中央付近
14	11月8日	10:24	南部コミセン(兼南部第1学童)	広馬場1088	0.085	0.072	0.059	晴れ	正面駐車場中央付近
15	11月8日	16:18	総合グラウンド	山子田2037	0.077	0.068	0.071	晴れ	野球及びサッカーグラウンド境界付近

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

## 榛東村サポーターを募集します

村では、「榛東村を応援したい!」「もっと魅力のある村になってほしい!」という方を募集しています。榛東村で生まれ育った、以前榛東村に住んでいた、父母・祖父母・親戚・友達が住んでいるなど、現在村外に住所がある方で、榛東村に愛着を持っている方であればどなたでも寄付することができます。

### ■ふるさと納税とは

「ふるさとを応援したい!」という方などが、市区町村に寄付をした場合に、所得税や翌年度の個人住民税が一定額まで税額から控除される制度です。

### ■寄付したお金の使いみち

次の事業の中から寄付金の使いみちを決めていただくことができます。

- ①自然環境の保全に関する事業 ②村民の健康増進および福祉の向上に関する事業
- ③産業の振興及び魅力ある観光地づくりに関する事業 ④文化財や生涯学習、文化振興に関する事業
- ⑤その他目的達成のために必要な事業

※⑤を選択した場合は、村長が必要と認める事業に要する費用に充てさせていただきます。

### ■寄付の金額

1,000円以上から受付けています。

### ■手続き

役場基地・財政課で受付けています。

### ■特典について

所得税や翌年度の個人住民税が一定額まで控除されるほか、寄付額に応じて奨励記念品として村の特産品であるワインやハムの詰め合わせなどを贈呈させていただきます。

▶お問い合わせは、基地・財政課(☎54-2211 内線242)へ

たくさんのご応募ありがとうございました。

## 第6回榛東村を写そう写真コンテスト審査結果発表

緑豊かな榛東村の風景や、元気で活力のある村民スポーツ、観光・文化活動等にスポットを当てた写真コンテストを開催しました。

▶お問い合わせは、中央公民館(☎54-2573)へ

### 風景部門

審査結果	題名	氏名	住まい
推薦	大地を染めて	須藤 伸	高崎市
特選	雪の仁王門	安井 博満	富岡市
準特選	さくら満開	荒木 正江	前橋市
準特選	ポピーの里	須藤 順子	高崎市
入選	赤城の朝焼け	岩崎 明	榛東村
入選	祭の宵	井上 俊彦	高崎市
入選	ホタルの舞	横田 三郎	高崎市
入選	芝桜	大隅 博	太田市
入選	裏見の山門	今井 幸江	榛東村
入選	夏のおわり	池田登美子	榛東村
特別賞	春の訪れ	多胡 順子	前橋市

### スナップ部門

審査結果	題名	氏名	住まい
特選	春祭り	須藤 伸	高崎市
準特選	つるし飾り	安井 博満	富岡市
準特選	ミニコンサートで熱唱	岩崎 明	榛東村
入選	ほれ、餅だ!	水越 正	榛東村
入選	猿田の舞	山本 進	榛東村
入選	ダッシュ	大塚 晴子	榛東村
入選	冬の灯火	狩野 久男	榛東村
入選	時雨の花里	小曽根栄子	前橋市
入選	つるし雛犇く	春山 鉄夫	太田市
特別賞	収穫祭獅子舞	岩崎 明	榛東村

## ふるさと公園は12月29日～1月3日まで閉園します

しんとうふるさと公園の年内の営業は28日(金)までです。年明けは、4日(金)から営業を再開しますので、ご来園をお待ちしております。

▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内223)へ